

◎新潟県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
地方税法（昭和25年法律第226号）第145条第2号に規定する自動車税（種別割）
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
令和3年4月1日から同年6月30日まで